



建設職能新聞



一般社団法人
東京建設職能組合連合会

発行人 池田 壯

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-20-6

TEL 03(3268)6343 FAX 03(3260)1045

http://www.kenshoku.or.jp

メール: info@kenshoku.or.jp

主な記事

1面・第79回定時総会

2面・熱中症対策強化について

3面・「4号特例」が変わります

4面・国保だより

一般社団法人東京建設職能組合連合会「第79回定時総会」

2025年5月29日(木) 午後2時からNBC市谷田町ビルにて「第79回定時総会」が開催され、第1号議案から第5号議案が満場一致で可決されました。

【提出議案】

- 第1号議案：2024年度 事業報告
- 第2号議案：2024年度 一般会計（特別会計含む）の収支決算報告
- 第3号議案：2024年度終了に伴う監査報告
- 第4号議案：2025年度 事業計画(案)
- 第5号議案：2025年度 一般会計（特別会計含む）収支予算(案)

黒川副会長が議長役に選任され、議事録署名者に加藤氏（早稲田建設業組合）・宮田氏（東調布建築組合）の2名が選任され議事に移り、第1号議案・第4号議案を五十嵐職員、第2号議案・第5号議案を藤田職員が説明し、第3号議案の監査報告について後藤監事・高橋監事より報告があり、全議案が満場一致で承認されました。

最後に若林副会長より閉会挨拶が述べられ、「第79回定時総会」は無事閉会となりました。



閉会挨拶をする池田会長



議事進行の様子



会場のNBC市谷田町ビル



当日の会場の様子

一般社団法人東京建設職能組合連合会「役員一覧」【任期：2024年5月～2026年5月】

役職	氏名	年齢	所属組合
会長	池田 壯 (さかえ)	70	八王子南多摩建築組合
副会長	黒川 修	77	首都圏建築組合
//	若林 和俊	71	昭南建設組合
理事	河野 賢雄	74	麻布建設組合
//	宇田川 暁	74	蒲田建築組合
//	小林 克浩	63	蒲田豊業組合
//	加藤 良一	59	(一社) 早稲田建設業組合
//	高井 修一	59	大田緑地組合
監事	後藤 茂太	70	東調布建築組合
//	高橋 晃一	49	(一社) 東京表具経師内装文化協会 ※2024年9月から監事に就任

蒲田建具職組合
竹中 元春

蒲田豊業組合
小林 克浩

蒲田表具内装組合
林 慎一郎

大田建設職能組合
長谷川利夫

蒲田建築組合
宇田川 暁

杉並建築組合
樺澤 幸夫

大田緑地組合
高井 修一

玉川建築組合
柿戸 義朗

大森建築組合
吉田登志夫

一般社団法人
東京表具経師内装文化協会
高橋 晃一

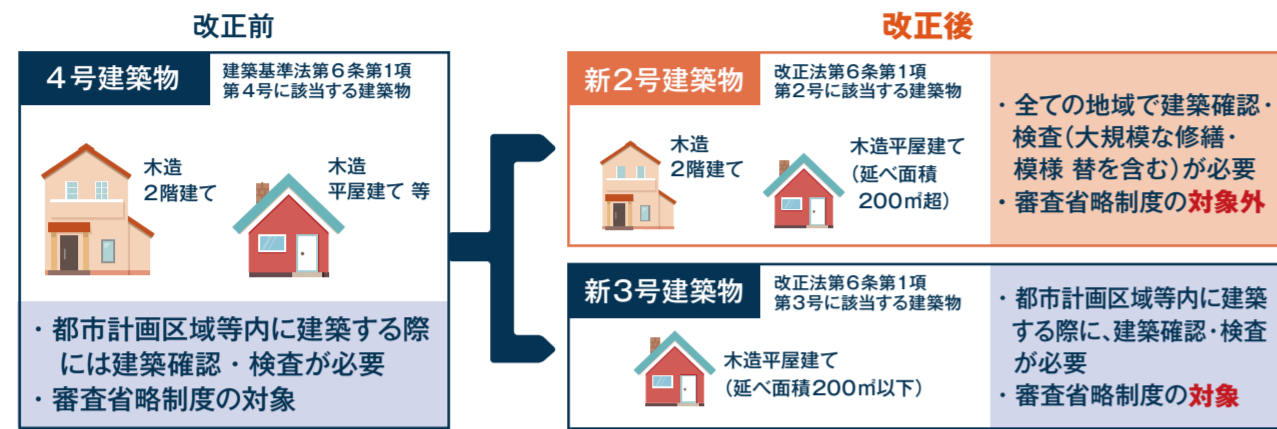
東調布建築組合
宮田 邦徳

私が組合長です
支部組合紹介

木造建築物を建築する場合の建築確認手続きが見直されます

2022(令和4)年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第69号)により、原則として、住宅を含む全ての建築物について、**省エネ基準への適合が義務付けられます。**
 同法では、**建築確認・検査対象の見直し**や**審査省略制度(いわゆる「4号特例」)**の縮小が措置され、建築主・設計者の皆さまが行う建築確認の申請手続き等も変更されます。

1 「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象範囲が変わります



2 確認申請の際に構造・省エネ関連の図書の提出が必要になります



●今後、建築基準法施行規則において、申請に必要な図書の種類と明示すべき事項を規定する予定です。

3 2025(令和7)年4月に施行されました

- 「省エネ基準への適合義務化」及び「建築確認・検査や審査省略制度の対象範囲の見直し」に係る改正は、**2025(令和7)年4月に施行**されました。
- 今般の法改正に係る法令(政令、省令、告示)に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報、説明資料・動画など、改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。



発行：国土交通省 住宅局 建築指導課・参事官(建築企画担当)付(総則班) TEL:03-5253-8111

顧問弁護士による法律相談



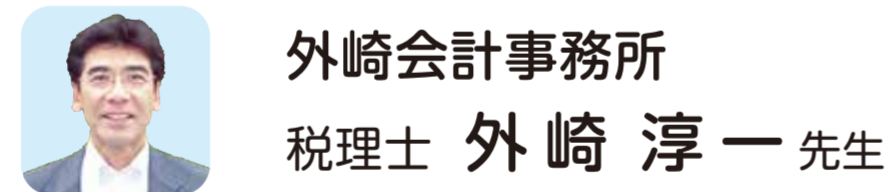
こんな方をご相談ください

- 弁護士に相談してみたいけど、何だか怖そう。
- 初めての離婚。親権や養育費、慰謝料、財産分与のことを相談したい。
- 相続のことでもめている。
- 家を貸しているが、家賃が滞納されて困っている。
- 借金をどうにかしたい。
- 会社の契約書や労務のことを相談したい。



ご不明な点につきましては連合会(五十嵐・藤田)宛にご連絡ください【TEL 03-3268-6343】

顧問税理士による税務相談



柴田顧問弁護士、外崎顧問税理士に相談を希望される方は、専用の相談票(当会ホームページよりダウンロード)に必要な事項をご記入の上、お申込みください。お気軽にご相談いただければと思います。お待ちしております。
 ※約30分の電話相談が無料となります。

職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5~6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが

「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

死亡に至らせない(重篤化させない)ための適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業中」や「熱中症のおそれがある作業を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業中への周知。
※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパトロールの採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。
- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
 ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業中への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

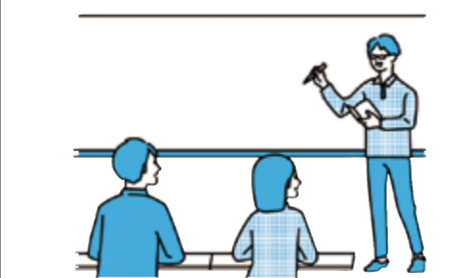
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
 ※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

継続事業「各種・特別教育および安全衛生教育講習会」受講者に対する補助金制度について

会員の皆様の経営安定と優良適正施工の推進を図るため、連合会では新たに「各種・特別教育および安全衛生教育講習会」受講者に対する補助金制度(一律2,000円)を昨年度から立ち上げました。

対象となる講習会を幅広く設定しておりますので、資格取得に際してぜひご活用ください。

※受講日が2024年4月以降の講習会が対象となります。



【該当する主な講習会】

- 職長・安全衛生責任者教育
- フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
- 足場の組立て等特別教育
- 石綿取扱い作業従事者特別教育
- 丸のこ等取扱い作業従事者特別教育
- 玉掛け業務従事者安全衛生教育
- 高所作業車運転技能講習
- 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習など

※この他にも多数該当する講習会があります。詳しくは連合会事務局(TEL 03-3268-6343)まで

受付 年 月 日

「各種・特別教育および安全衛生教育」講習会
 受講者に対する補助金申請書

(一社) 東京建設職能組合連合会
 会長 池田 社 様

上記制度による補助金(2,000円)を申請いたします
 ※受講日が2024年4月以降の講習会が対象となります

申請者氏名	
所属組合名	
自宅住所	〒
携帯番号	
講習会名	
受講日	西暦 年 月 日

こちらに修了証のコピーを貼り付けて下さい

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-20-6 kenshokuテラス1階
 (一社) 東京建設職能組合連合会 宛

※補助金は支部組合を通じてお支払いいたします



国保だより

国保組合事務局
TEL 03-6261-2571
FAX 03-6261-2572



《加入者数》

組合員	1,921人
家族	1,930人
後期高齢者組合員	116人
計	3,967人

(2025年6月末現在)

建設職能組合 第66回 臨時組合会開催

令和7年7月18日(金)午前10時より、アルカディア市ヶ谷(千代田区九段北)にて組合会議員18名(内、リモート出席1名)及び理事8名、監事2名が出席され、第66回臨時組合会が開催された。

第1号議案「令和6年度事業報告について」、第2号議案「令和6年度歳入歳出決算について」、第3号議案「令和6年度決算剰余金の処分について」、第4号議案「組合規約の一部改正について」を審議し、原案どおり可決承認された。

決算剰余金は525,884千円となり、全額を令和7年度への繰越金とした。尚、令和6年度単年度収支は66,179千円の赤字となった。

令和6年度末の被保険者数は3,919人となり、前年度比5.34%減少した。被保険者の減少に伴い、保険料収入についても前年度比5.16%減少、また国庫、都補助金について

も、前年度比3.43%減少した。

保険給付費については、全体としては前年度比で3.92%減少しているが、高額療養費については前年度より1件あたりの費用が増加している。

保健事業では前年同様、健康セミナーや集団健診を実施し、特定健診の受診率は前年度比2.04%増加した。また、令和6年度より支部組合で開催される保健事業実施への補助を新設した。今後も被保険者の健康づくりへの支援に努めていく。

当日の会場の様子(アルカディア市ヶ谷)

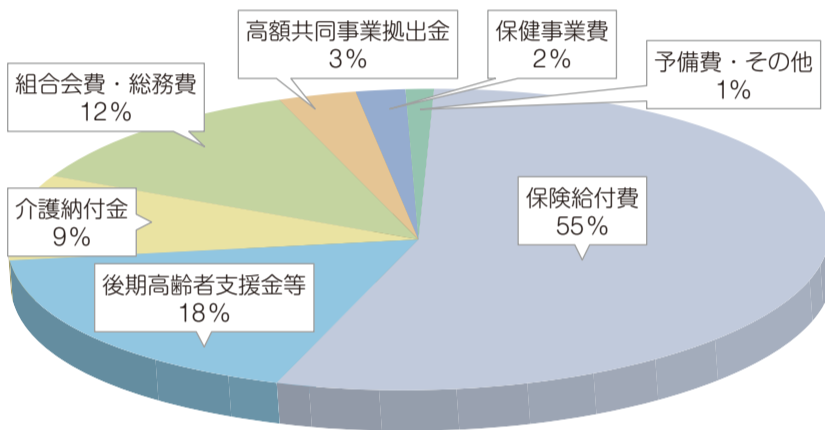
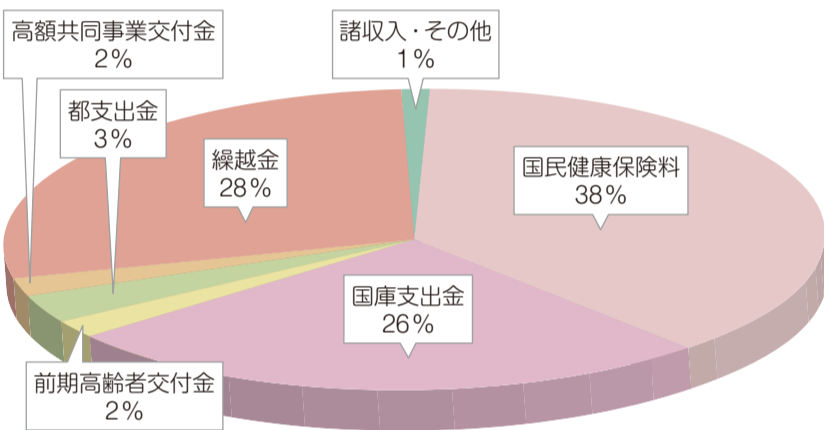


令和6年度 歳入歳出決算

歳入歳出差引残高 525,884千円

歳入		(単位:千円)
国民健康保険料	813,236	
国庫支出金	554,771	
前期高齢者交付金	36,973	
都支出金	55,800	
高額共同事業交付金	52,111	
繰越金	592,063	
諸収入・その他	10,525	
合計	2,115,479	

歳出		(単位:千円)
保険給付費	876,626	
後期高齢者支援金等	280,743	
介護納付金	137,907	
組合会費・総務費	197,429	
高額共同事業拠出金	57,826	
保健事業費	27,342	
予備費・その他	11,722	
合計	1,589,595	



令和6年度 事業報告概要

補助金の状況

療養の給付、後期高齢者支援金などの補助対象事業費に対し、国庫・都費補助金は約6億1千万円の収入となり、前年度より約3.43%の減額となりました

保険給付の状況

収支に一番大きな影響を与える医療費は1人当たり223,686円でした

保健事業

- 特定健診受診者 941人
- 特定保健指導利用者 20人
- がん郵送検診(大腸がん検査・子宮頸がん) 166人
- 人間ドック受診者 118人
- インフルエンザ予防接種 373人
- 出産した10世帯へ月刊誌を贈呈
- 医療費のお知らせを11月・2月に送付
- ジェネリック医薬品差額通知を年3回実施
- 今年度から開始された
 - 保健事業施策に対する補助 1件(ボウリング大会)
 - 糖尿病重症化予防 5人

被保険者数

(年度末時点)
組合員 1,940人
家族 1,979人
前年比較で221人減少

国民健康保険料

組合員と支部の皆様のご協力
100%収納しました

大 江 戸 温泉物語

優待割引の終了について
令和7年12月31日をもって、大江戸温泉物語「君津の森千葉」「あいつ」福島島の優待利用が終了いたします。今後ご利用される際はご注意ください。

高齢受給者証を更新しました

70歳以上の方が交付の対象となる、高齢受給者証を8月1日に更新しました。医療機関を受診する際は、資格確認書、高齢受給者証の2点をご持参のうえ、窓口にご提示ください。尚、マイナ保険証の利用登録をされている方については、高齢受給者証の提示は必要ございません。

医療機関の窓口でのお支払いが高額になりそうな時は...

下記の枠内に該当する方は「限度額適用認定証」等を資格確認書、高齢受給者証と併せて医療機関等の窓口にて提示することで、1ヵ月の同じ医療機関でのお支払いが自己負担限度額までとなります。「限度額適用認定証」等の発行をご希望の場合は、申請が必要のため、所属の支部組合までご連絡をお願いいたします。

- 高齢受給者証と一緒に以下の通知が届いた方
- 「国民健康保険限度額適用認定証」の申請手続きについて
 - 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続きについて

※上記枠内に記載されている通知が届いていない方は、資格確認書と高齢受給者証の2点のみの提示で1ヵ月の同じ医療機関でのお支払いが自己負担限度額までとなります。ただし、マイナ保険証の利用登録をされている方が、オンライン資格確認に対応している医療機関を受診する場合には、原則、各種証の提示は不要です。マイナ保険証をご利用下さい。

資格確認書等の一斉更新について

令和7年9月30日にて従来の保険証の有効期限が満了となることにより、資格確認書等の一斉更新を行います。

マイナ保険証の利用登録状況により、資格確認書または資格情報のお知らせを発行いたします。

●マイナ保険証の利用登録状況

利用登録している方	利用登録していない方
資格情報のお知らせ が届きます	資格確認書 が届きます

新しい資格確認書等は **9月30日までに** お手元にお届けいたします。

支部組合紹介

私が組合長です

首都圏建築組合
黒川 修

世田谷中小建設業協会
持丸 純也

東京都管工業協同組合
福田 友郎

京浜工業塗装協同組合
黒坂美喜雄

練馬建設事業組合
黒田 國男

一般社団法人
西部建設厚生協会
植島 清春

城南建設組合
宮澤 正倫

東調布建設組合
宮崎 肇

小岩建築協同組合
川上 行男

一般社団法人
代々木建設組合
名越 実